

問題45 AはBに対して100万円の債権を有している。一方、Bは、Cに対して200万円の債権を有しているが、その債権以外にはAの債権の弁済に足りる財産を有していない。Aは履行期の到来した自己の債権につきBに対し履行の請求をしたが、Bはこれに応じない。そこで、Aは、BがCに対する債権を回収すれば、自己の債権の弁済が得られるだろうと考えたが、BはCに対して返還請求をする様子がない。この場合、Aは、①どのような権利を行使することができるか。また、②この権利を行使する際、BのCに対する債権のどの範囲まで当該権利を行使することができるのか。「Aは、Cに対し、」に続けて、以下の空欄に40字程度で記述しなさい。

(下書用)

Aは、Cに対し、

10

15

問題46 AはBに対し100万円の金銭債権を有し、この金銭債権には譲渡禁止特約が付されていた。ところが、Aは、当該債権を譲渡禁止特約が付されていることを重過失により知らなかったCに譲渡し、Bに確定日付のある証書によって通知をした。この場合において、CのBに対する履行の請求に対し、Bがこれを拒んだときは、Cはどのような手段をとることができるか。以下の空欄に40字程度で記述しなさい。
「Cは、Bに対し をすることができる。」

(下書用)

10

15
